

Kibi Biz-Law Newsletter

2020年4月30日号(新型コロナウイルス特集号)



ごあいさつ

本年に入ってから、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が全世界的に猛威を振るっています。

政府は、さる4月16日、緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大し、その結果、岡山県もその対象となりました。現時点で休業要請こそ出ていないものの、地域経済に甚大な影響が出ており、中小企業にとって生死に関わる事態が生じています。

そこで、本号では、緊急企画として、中業企業向けに新型コロナウイルスに関する有益な情報をまとめることとしました。どうぞご参考になしてください。

弁護士法人KIBI

古備総合法律事務所

代表弁護士 妹尾直人

新型コロナウイルスとは？

コロナウイルスは、ライノウイルスと並んで、風邪（症候群）を起こす主な原因とされ、風邪の5～30%は、これらのウイルスによるものと言われています。

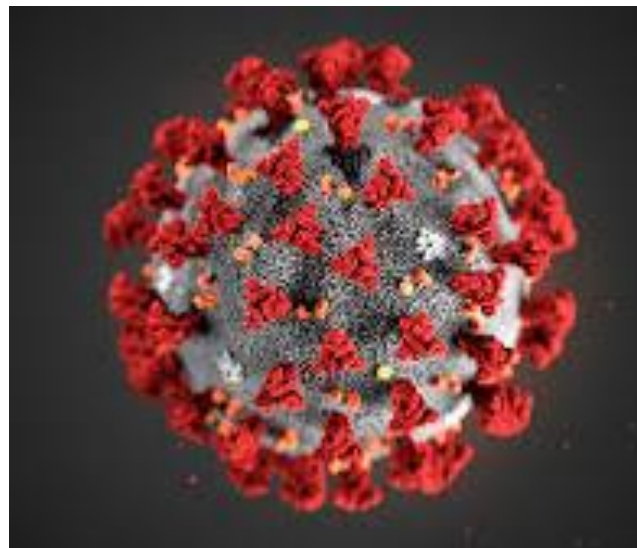
SARS（重症急性呼吸器症候群）やMERS（中東呼吸器症候群）もコロナウイルスによる感染症であり、今回流行している**新型コロナウイルス感染症（COVID-19）**は、ヒトに感染するものとしては7つ目のコロナウイルスになります。

ウイルスは、もちろん肉眼では見えませんが、感染した人がせきやくしゃみをする、しぶきとなつて、半径1メートルから2メートルの範囲で飛び散り、これを吸い込んだ場合に**飛沫感染**が起きます。

また、テーブルやドアノブに付着した飛沫に触れた手指で鼻、口、目を触ると、粘膜の表面にウイルスがくっつき、**接触感染**が生じます。

ウイルスの侵入経路としては、軌道感染（呼吸器）と糞口（経口・消化管）の二つがあると考えられており、侵入した後に複製を繰り返すことで増殖していきます。

ウイルスの量が不十分であれば、症状が出ずに、免疫の力で排除されますが（不顕性感染）、量が多



かったり、免疫力が弱っていると、増殖が止められず、発熱やせきといった症状を感じるようになります。

新型コロナウイルス感染症の初期症状は、発熱、鼻水、のどの痛み、せき、味覚障害など通常の風邪に似ていますが、急激に重症化することもあり、**●高齢者、●糖尿病、●腎不全、透析治療を受けている場合、●免疫抑制剤で治療中、●抗がん剤等を使用中、●慢性肝炎（ウイルス性、更に肝硬変）、●心臓病、●慢性閉そく性肺疾患がある場合**は、注意が必要であるとされています。

残念ながら、現時点で、新型コロナウイルス感染症に安全で効果的な抗ウイルス薬はなく、アビガンなどが試験的に用いられているにすぎません。したがって、現状では、対症療法が中心になります。今後、爆発的に感染者が増え、入院患者が増加することにより、医療崩壊に至ることが懸念されています。

そこで、何より重要なのは、新型コロナウイルス感染症の感染爆発を防ぐため、**いわゆる3密（密閉空間、密集場所、密接場面）の状況を回避すること、換気を徹底すること、人との接触を極力回避すること、ソーシャル・ディスタンス（2m）を確保すること**など、個々人が地道に努力することにあります。

詳しくは、国立感染症研究所や厚生労働省のウェブサイトをご参照ください。

中小企業の資金繰り施策

【まずは資金繰りの手当てを！】

現在、政府の緊急事態宣言やそれに伴う都道府県知事による外出自粛要請・休業要請により、観光業・飲食業を始めとする多くの企業が、壊滅的なダメージを受けています。先の見えない中で、みんなが水に潜ってじっと息を止めているような状態が続いているわけです。

そこで、**もがいてでも、あがいてでも、とにかく資金繰りを確保しましょう！**窮境にある企業は、政府が用意している次のような資金繰り支援策を徹底活用して、まずはキャッシュフローを確保してください。代表的な資金繰り支援策は、次のとおりです。

【民間金融機関による信用保証付融資】

① セーフティネット保証4号・5号

経営の安定に支障が生じている中小企業を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の補償の対象とする資金繰り支援制度です。

セーフティネット保証4号は、**借入債務の100%を保証するものであり、売上高が前年同月比▲20%以上減少等**の場合を対象とします。

また、**セーフティネット保証5号**は、**指定業種738業種**につき、**借入債務の80%を保証するものであり、売上高が前年同月比▲5%減少等**の場合を対象とします。

② 危機関連保証

全国・全業種の事業者を対象に「危機関連保証」（**100%保証**）として、**売上高が前年同月比▲15%以上減少**する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（**2.8億円**）を措置したものです。

【政府系金融機関による融資】

① 新型コロナウイルス感染症特別貸付

最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した場合等につき、**信用力や担保によらず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引下げを実施。据置期間は最長5年とされています。**

② 商工中金等による「危機対応融資」

最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した場合等につき、**信用力や担**

保によらず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引下げを実施。据置期間は最長5年とされています。

③ 新型コロナウイルス対策マル経融資（拡充）

最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者について、**別枠1000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げ**する。加えて、**据え置き期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長**する。

④ 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

生活衛生関係の事業を営む事業者で、最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した場合等については、**担保の有無によらず一律金利とし、6000万円の限度枠内で、融資後の3年間まで0.9%の金利引下げを実施。貸付期間は、設備投資20年以内、運転資金15年以内で、うち据置期間は最長5年としています。**

⑤ 生活衛生改善貸付（拡充）

生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方が経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。

最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者について、**1000万円の枠内で、経営改善利率1.21%より当初3年間、▲0.9%引下げ**

⑥ 衛生環境激変対策特別貸付

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業績悪化から資金繰りに支障を来している**旅館、飲食店営業又は喫茶店営業**を営む方であって、**最近1か月間の売上高が前年又は前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれる等の場合、1000万円（旅館業は3000万円）の枠内で、原則基準金利1.91%、貸付期間7年間（据置期間2年以内）の貸付を行う。**

※ 金繰り支援内容については、こちらのウェブサイトをご参照ください（https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shikinguri_list.pdf）。

雇用調整助成金等の施策

【雇用の維持・確保を！】

企業にとって必要不可欠な経営資源は「ヒト」です。人材なくして企業経営の維持を図ることはできません。

新型コロナウイルス感染症に伴い休業等を余儀なくされる事業主が、雇用の維持・確保し、事業を存続できるように、雇用調整助成金等の各種助成金の要件が大幅に緩和されました。

【雇用調整助成金の特例措置】

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。

先行拡充されていた特例措置に加え、**クーリング期間要件の撤廃、被保険者期間要件の撤廃**が行われました。また、助成対象となった事業主が**感染症拡大防止に資するために行う一部従業員の休業や一斉休業**も対象となります。

従前に比べ、申請手続も相当簡素化されておりますので、ぜひご検討ください。

【新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金】

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、**小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子供の保護者である労働者の給食に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金**が創設されました。

【時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）】

新型コロナウイルスの感染症対策として、テレワークの新規導入や特別休暇の規定整備を行った中小企業事業主を助成するために、要件を簡素化した特例コースが設けられました。

詳細については不明な部分があるもののかなり使い勝手の良い制度ですので、ぜひご検討ください。

※ 雇用関係に関する各種助成金については、厚生労働省のウェブサイトをご参照ください

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata）。



その他の給付金等

【持続化給付金】

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧とするための給付金です。

広く事業全般に使える給付金であり、**法人については200万円、個人事業者は100万円を限度として、昨年1年間からの売上減少分が給付金として支給されます。**

支給対象は、新型コロナウイルス感染症の影響により、**売上が前年同月比で50%以上、減少している事業者**であり、**資本金10億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランス**を広く含みます。

また、**医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人**など、会社以外の法人についても、広く対象となります。

かなり使いやすい給付金であり、返済も要らないため、ぜひご活用いただければと存じます。

助成金給付金の申請手続

助成金・給付金の申請手続は、かなり簡素化されていますが、どうしてもややこしい書類が必要です。また、ハローワーク等の機関もかなり電話が込み合っているようです。

もし申請手続等で不明な点がございましたら、弊社あるいは併設している**吉備総合社会保険労務士事務所**までお問い合わせいただければ、可能な限りで支援させていただきます。

弊所の感染症対策について

新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」について、政府は令和2年4月16日、同年5月6日までの期間、対象地域を全国に拡大することを正式に決めました。これを受け、当事務所では、依頼者の皆様、スタッフの健康を確保し、感染拡大を防止するため、緊急事態宣言の期間及びゴールデンウィークの期間につき、以下の措置を講じることとしました。

【期間】

令和2年4月20日（月）～同年5月6日（水）

【対応】

業務は継続いたしますが、対面による法律相談や打ち合わせは、緊急事態宣言が解除されるまでの間、中止させていただきます。

なお、法律相談や打ち合わせは、電子メール、電話、Skype、Zoom、Ciscoなどのウェブ会議により、非対面にて行わせていただきます。

やむを得ず対面での法律相談を行う場合には、手指のアルコール消毒、マスクの着用をお願いすることになります。ご協力よろしくお願いいたします。

また、弁護士・事務員等のスタッフは原則として事務所に出勤せず、テレワーク等により対応させていただきます。電話・ファクシミリは担当者に転送し、必要があれば折り返しご連絡いたします。

郵便物につきましては、定期的に受領・発送しておりますので、通常どおり、ご送付ください。

当事務所では、今後も、新型コロナウイルスに関する動向を注視し、安心してご相談いただける環境を提供できるよう、対策を実施してまいります。

ご迷惑をおかけして申し訳ございませんが、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

※5月7日以降の対応につきましても、今後の情報を踏まえ、お知らせいたします。



おすすめ新着図書

- ・ 亀田高志『【図解】新型コロナウイルス 職場の対策マニュアル』（エクスナレッジ、2020）：おすすめ度 ★★★★★
- ・ 末啓一郎『テレワーク導入の法的アプローチ-トラブル回避の留意点と労務管理のポイント』（経団連出版、2020）：おすすめ度 ★★★★★

編集後記

- ・ 今回は、新型コロナウイルス感染症関連の特集号となりました。私どもができることは数少ないのですが、地元の中小企業支援のためにできる限りの力を尽くしたいと思います。
- ・ このような大変な情勢のさなかですが、弊所は、ひなびく法律事務所と合併し、事務所名を**弁護士法人KIBI吉備総合法律事務所**と改めました。倍旧のご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

一人ひとりの依頼者に

最良の法的サービスを提供する

〒700-0826 岡山市北区磨屋町1-6 岡山磨屋町ビル4階

弁護士法人KIBI吉備総合法律事務所

電話 086-235-4168 FAX 086-235-4168

HP:<http://www.kibi-law.jp/> E-mail:info@kibi-law.jp



弁護士 妹尾 直人

弁護士 土方 彬弘

弁護士 坂本 純平